「足立区災害対策条例の改正（案）」の概要について、ご説明します。

まずは、条例を改正するに至った背景からご説明します。

足立区災害対策条例とは、災害への予防・対策に関し、区（区長）・区民・事業者の責務及び役割を明記した条例で、平成１４年１月１日に施行されました。

条例施行以降も、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、西日本豪雨、令和元年台風第１９号など、多くの災害が発生し続けています。近年の激甚化かつ複合化する災害に即応するためにも、災害対策の基本となる足立区災害対策条例を以下のとおり改正いたします。

次に、条例改正の方針について、ご説明します。

改正の方針は、次の２点です。

１点目は、時代の変化に対応した見直しを図るというもの。

２点目は、現在及び今後の取り組み方針を追加するというものです。

続いては、改正の概要について、ご説明します。

まずは、新規条文として追加するもので、概要としては６点です。

１点目は、「区（区長）の責務」に追加する条文の概要です。

まずは、災害後の区民生活の早期安定に向けて、業務継続計画の整備と検証を追加いたします。続いて、避難所の整備（建物確保・備蓄物資・生活衛生環境等）についての条文も追加します。また、災害関連死の防止についての条文を追加します。最後に、職員の育成についての条文を追加します。

２点目は、「区民の責務」に追加する条文の概要です。

まずは、逃げ遅れなど防止のため、「自らの命を守る行動」を促す条文を追加します。続いて、地域での助け合いと、平時から顔の見える関係づくりを求める条文を追加します。

３点目は、「事業者の責務」に追加する条文の概要です。

まずは、従業員等の一斉帰宅抑制についての条文を追加します。続いて、業者の事業継続が区全体の復旧・復興の支えとなる文言を追加いたします。

４点目は、「複合災害」に対する施策検討についての条文を追加します。

５点目は、「マンション防災」や「要配慮者に対する施策」に関する条文を追加します。

６点目は、毎月１９日を「あだち備蓄の日」とする条文を追加します。

次に、現行条文を改正するもので、概要としては３点です。

１点目は、現行条文では、「自助・きょうじょ・こうじょ」それぞれが単独で責務と役割を果たし、連携を図るという方針になっているものを、新規条文では、「自助・きょうじょ・こうじょ」それぞれが単独で責務と役割を果たすものではなく、相互に支え合い、つながり合うことで、より一層力を発揮していく方針とするよう改正します。

２点目は、区民に対し、家庭での備蓄は「いんりょうすい及び食糧の確保」という記載のみであったものを、「３日分以上のいんりょうすい、食糧ひん、医薬ひん及び簡易トイレなどの生活物資の備蓄」を求める内容に改正します。

３点目は、区民の帰宅困難者対策の取り組みとして「徒歩ルートの確認」「家族との連絡手段の確認」を求める内容だけであったものを、区の帰宅困難者対策の取り組みを追加し、「一時滞在施設の確保」や「一斉帰宅の抑制」に努めるよう改正します。

最後に、条例の改正時期としては、令和７年１０月１日の施行を予定しています。